

公明党議員団を代表し、大きく 5 項目について花川区長、清正教育長に質問いたします。

1、として「未来のために今、できること」北区ゼロカーボンシティ宣言の具体的な取り組みについて、伺います。

COP26 がイギリスで開催され、世界は気候変動問題克服のため脱炭素社会に向けた取り組みを開始しています。

日本も、二酸化炭素など温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を 2050 年までに達成しようと、脱炭素化の取り組みを官民で取り組んでいます。

北区も危機意識を共有し、本年 6 月に「北区ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

北区はこれまで環境先進都市として、リサイクルなど 23 区の中でも環境施策を牽引してきました。「北区ゼロカーボンシティ宣言」を行った今、脱炭素社会の実現に向けスタートダッシュが大切です。

(1) 北区街路灯・私道防犯灯の LED 化促進について伺います。

大手メーカーは、水銀灯・蛍光灯の生産を 2019 年 3 月末終了しました。

水銀灯・蛍光灯を使用している街路灯・私道防犯灯について、早急に消費電力の少ない LED 照明に変更していかなくてはなりません。

北区は街路灯約 13,000 基を管理しています。平成 21 年から省エネ・二酸化炭素削減対策の一環として老朽化した水銀灯を LED 照明に変更して来ましたが、10 年以上が経過し、約 7,500 基、57%程度が LED に改修されていますが、まだ約 5,500 基が水銀灯のままです。

今までと同じ年間 600~700 基程度の改修ペースでは全て LED に変更するには 8 年かかってしまいます。

埼玉県朝霞市は 4000 基の街路灯を全て LED 化にする際、経費は電気料金の削減分で賄う「ESCO 事業」を採用しました。

残りの約 5,500 基を LED にすることで消費電力と CO2 は大幅に削減できます。効果的な事業の手法を検討し、北区街路灯の早期改修について区の見解を伺います。

次に、私道防犯灯の LED 化について伺います。

町会自治会が維持管理している私道防犯灯は約 5500 基。新設・改修する防犯灯は予算の範囲以内で、年間 3 基まで区が工事費を全額補助して施工しています。

蛍光灯から LED に改修した場合、東京電力の契約は 40W から 10W になります。東京電力の 2020 年 7 月の料金表では、公衆街路灯の電気料金は 10W まで一灯 75 円 33 銭。40W をこえ 60W まで 243 円 3 銭となっています。LED に改修することで、電気料金、使用電力量が大きな削減になります。

現在の電気料金補助金は蛍光灯・LED どちらも年間 1 基につき上限 3000 円となってい

ます。この見直しも含め、カーボンニュートラルの一環として、自主的に町会自治会が LED 化を行う場合、新たな補助制度を新設し LED 化促進の後押しをすべきと思います。区の見解を伺います。

(2) 新エネルギー・省エネルギー機器等導入助成拡大について伺います。

区内に居住する区民・マンション管理組合・中小企業を対象に新エネルギー・省エネルギー機器等導入助成を行っています。

ホームページには、「今年度の事業は 10 月の時点で予算が無くなり終了しました。」となっています。今年度の申請件数、予算額、新エネルギー機器設置による環境効果をどのように評価していますか。

区民の新エネルギー・省エネルギー機器の積極的導入にむけ、希望対象者の全ての方に助成ができるよう予算の拡大が必要ではないでしょうか。

また、分譲など事業者が開発する区内新築住宅に対しての新エネルギー機器等にも助成することはできないでしょうか。

(3) 中小企業版「再エネ 100 宣言 RE Action」の支援について

2050 年までに企業が自らの事業用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指すグローバル企業の国際的枠組みを「RE100」といいます。アップルやグーグル・ソニー・富士通などが参加しています。その中小企業版で日本独自の取り組みが「再エネ 100 宣言 RE Action」再エネ宣言です。

年間の消費電力量 50 ギガワット時未満の企業・自治体・教育・医療機関など参加できるようになっています。

川崎市の従業員 25 人の金属加工の企業は「再エネ宣言」に参加し、工場内の全ての水銀灯を LED 化し、ハイブリッド車・電気自動車への切り替えを行うなど年間二酸化炭素の排出量を 6 割削減、電気料金 7 割削減できる見通しになったとの事です。

北区役所も一事業所としてエコアクション 21 の認証を得て環境経営に取り組んできています。しかし、時代は省エネから脱炭素に大きく目標が変化しています。北区役所も「再エネ宣言」に参加しては如何でしょうか。

また、北区内中小企業に対し「再エネ 100 宣言 RE Action」に参加を促す相談会や支援体制を行うことについて、区の見解を伺います。

(4) ライフスタイルの転換へインセンティブを図るグリーンポイントについて伺います。

脱炭素・気候危機に立ち向かうには、区民一人一人の脱炭素に向けた意識改革、環境に配慮した行動に変える仕組みが重要です。グリーンポイントの付与などで消費行動を変えていく工夫が必要です。

静岡県では、「クルポ」というポイント制度でライフスタイルの転換を促す取り組みをし

ています。外食では料理の食べ残しを減らし完食でポイント付与。宅配の再配達防止。省エネ家電の購入などでもポイントが付与され、日頃の行動が脱炭素につながるという気付きになる事を期待しているそうです。

令和4年10月滝野川地区から開始されるプラスチックごみの資源化の取組やごみの分別などにもポイント制度を活用するなど、区民が楽しくエコ活動ができるきっかけとして、グリーンポイント制度を設けてはいかがでしょうか。

また、カーボンニュートラルの推進・ライフスタイルの転換には小中学校での環境教育・体験学習が大きな力になります。

プラスチックのリサイクルも児童生徒の学びを通し、ごみの資源化説明会に参加できないご家庭の保護者へ周知・啓発を是非、行って頂きたいと思います。

次代を担う子どもたちに、身近な生活の中から環境を考え行動できる教育。ライフスタイルの転換へつながる教育を進めて頂きたいと思いますが如何でしょうか。

(5) 地球温暖化対策推進本部の設置と条例制定について伺います。

「ゼロカーボンシティ」を実効性あるものにするために、まちづくり・産業振興・教育・など全庁での具体策を探り推進していくため、北区地球温暖化対策推進本部の設置を求めます。脱炭素の取組は、ポストコロナの経済成長にも関わります。従来の発想を転換し、区長を先頭に政策の総動員をしていくべきです。

長野県は「長野県脱炭素社会づくり条例」を令和2年10月施行しました。行政・事業者・県民が一丸となって持続可能な脱炭素社会づくりを推進することを明記しています。

「宣言」は北区の意志、方針、などを内外に表明するもの、テーマに関して姿勢をアピールするものです。条例は具体的な制度を明記し、法的根拠を伴います。

北区においても「ゼロカーボンシティ宣言」「環境基本計画」に定めるロードマップをさらに実行性あるものにするために、宣言に加え条例の制定も行うべきと思いますが如何でしょうか。お答えください。

大きな2、として、ウィズコロナの中小企業支援と第6波への備えを万全に、について伺います。

中小企業に対しては、デジタル化・脱炭素化などの分野に積極的に取り組む企業に力強く後押し、経営が継続できるよう柔軟な融資体制と丁寧な相談窓口体制の拡充を求めます。

特に、長年要望している中小企業対象のマル経融資の利息補給制度の創設など収益減に苦しむ事業者をしっかり支える手立てを講じてください。

商店街や飲食店に対しては、換気装置の設置、従業員のスクリーニング検査など感染対策に係る費用助成。プレミアム付き商品券の発行・キャッシュレス決済の継続など商業活動の後押しの為の事業を拡充してください。

東京都が推進している「TOKYO ワクション」について飲食店への周知と活用について区

の見解を求めます。

ウィズコロナの新たな支援策を迅速に実施するためにもマイナンバーカードの交付率を上げていくことが重要です。

板橋区では、商店街や大型店舗などに協力を得て、土日を中心にマイナンバーカードの出張申請受付会場を設置しました。申請者には区内共通商品券 2,000 円分をマイナンバーカード受取時に進呈し、新規交付を 21,600 件見込んでいるそうです。

商店街などと協力し、利便性の良い身近な場所での出張受付等、申請機会の拡大について伺います。

次に、北区の第 6 波への備えについて 6 点伺います。

- ① 3 回目のワクチン接種における、区内医療従事者の接種体制と高齢者への接種体制について
- ② 感染者が拡大した場合の保健所の人員強化など態勢づくりについて
- ③ ハーシス入力、他地域での感染者情報の迅速な共有のあり方について
- ④ 罹患者に対する速やかな支援体制の構築について
- ⑤ 5 歳から 11 歳までの子どもへの接種を厚労省が承認した場合、保護者に対し、ワクチンに関する正しい情報の提供と小児科医との連携について
- ⑥ 学校・保育園等の対策について、接種に関する情報の周知、未接種者への配慮、学年閉鎖等の場合のオンライン授業の取組と進捗状況について

また、国は緊急事態宣言発令中でもワクチン接種証明書の提示で県を越える移動を認める方向です。修学旅行や宿泊を伴う行事について、今年度の状況と今後の取り組みについて伺います。

以上、お答えください。

大きな 3 として、超高齢化時代に向けて「今、取り組むこと」について伺います。

超高齢化に向けて介護制度の維持のためにも、健康寿命の延伸だけでなく、健康で元気なうちに高齢者自身が生涯を見通した将来設計を立てることが重要だと思います。

北区地域包括ケア推進計画によると、北区の総人口に占める 65 歳以上の高齢者人口は減少傾向にある。しかし、高齢者全体に占める 75 歳以上の後期高齢者は増加傾向で令和 7 年には 60.6%になると推計されています。また、65 歳以上の単身者は 33,515 世帯、高齢夫婦のみは 14,357 世帯、認知症高齢者数の将来推計は、令和 7 年度（2025 年）12,127 人となっています。国でも、2025 年以降、65 歳以上の 5 人に 1 人が認知症になると予測しています。要介護・要支援の認定割合は 75 歳を過ぎると急激に高くなる傾向です。このことから、後期高齢者の割合が 60%を超えることを念頭に、地域包括ケアシステムの再構築を図っていかなくてはならないと思います。

(1) 高齢者あんしんセンターの一層の周知と機能強化について伺います。

高齢者あんしんセンターは、委託型 16 か所で運営されています。設置状況は様々で、浮間・東十条・昭和町などは、事務所や相談スペースも狭く改善が必要です。

基本的な委託料は、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの三職種をベースに積算されています。平成 18 年介護保険制度見直しに伴い、地域包括支援センターが設置されることになりました。

平成 18 年は高齢者数 71,690 人 後期高齢者 31,848 人（後期高齢者の割合 44.4%）でした。令和 3 年、高齢者数 86,716 人 後期高齢者は 46,588 人（後期高齢者の割合 53.7%）と要介護の認定率が高くなる後期高齢者の割合が伸びています。

近年では困難事例も多くなり、地域ケアシステムを担う中核機関としての高齢者あんしんセンターの果たす役割と業務量はますます大きくなっています。そこで働く職員のモチベーションが北区の高齢者を支えることにつながっています。あんしんセンターの機能強化をしなければ「長生きするなら北区が一番」を実現できません。そのためにも現状に見合った、人と予算を増やすことが必要です。

平成 18 年から現在まで、北区の基本委託料の変化はどのようになっていますか。今後の基本委託料増額について伺います。

(2) 認知症予防対策について伺います。

これから迎える超高齢社会では、誰もが認知症になる可能性があり大きな不安のもとになっています。

令和元年 6 月認知症施策推進大綱がまとめられました。認知症の人が暮らしやすい社会を目指す「共生」と認知症の「予防」が二本の柱になっています。

北区認知症施策推進計画には、認知症の人・認知症の家族への支援、地域での共生について取り組みが詳細に記載されています。しかし、「予防」については、認知症予防プログラムのウォーキング教室・絵本読み聞かせ教室のみで記載が少ないと感じました。

アンケートでは、55 歳～64 歳の 4 割が「自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になる事に不安を感じている」とあります。

認知症の正しい知識の普及と共に、気軽に参加し予防につながるプログラムが必要だと思います。

文京区では、55 歳～75 歳の 5 歳ごとの節目に集中力や記憶力などを測定するデジタルツール「のう KNOW」（ノウノウ）によるテスト「脳の健康度測定」を実施しています。これは、今年度創設された「認知症検診事業」の一環で、認知機能低下の兆候を探ることで、認知症予防につなげることが狙いです。

認知症になりたくない不安を持つ高齢者に、自分の認知機能の状態を確認する機会を設け、状態を把握し、リスク管理を行うことで認知症予防への自らの行動変容につなげていくことができると考えます。

認知症の早期発見・早期治療・予防のために、60代からの認知症検診事業や認知症予防プログラムの拡充について区の見解を伺います。

(3) 後見人制度について伺います。

一人暮らし高齢者や認知症の人の増加に伴い、成年後見人・市民後見人の必要性が高くなっています。任意後見人制度について伺います。

慶應義塾大学教授の駒村康平氏は、「高齢化社会での重要な点は、仮に認知症に至らなくても人間は加齢により意思決定に揺らぎが生じることである。正常な加齢においても認知機能の変化により、意思決定能力、金融資産の管理運営能力は低下する。」と述べられています。

認知症施策推進大綱には、成年後見以外に高齢者の資産管理に関する記述が無く、自分の資産の管理・活用について判断能力の有するうちに任意後見制度や家族信託の契約をおこなうことが重要です。

仮に、高齢者が資産を所有していて、自分自身の希望する介護等に資産を使いたいと思っても、認知症で判断能力が失われると、不動産の売買は難しくなります。認知機能が低下しても希望通りに資産を活用できるようにするためには、任意後見制度、家族信託など健康で元気なうちに高齢者自身が生涯を見通した将来設計を立てることが必要です。

北区社会福祉協議会では、「今から考える、老い支度」講座を開催しています。このような講座をあんしんセンター単位で開催し周知と利用拡大を図る事。任意後見制度の後見人の報酬についても一部補助を行うなど。区の見解を求めます。

大きな4として、防災・減災・国土強靱化で地域防災力の強化について伺います。

10月7日千葉県北西部を震源に震度5強の地震が発生しました。23区でも10年ぶりの震度5強を観測し、足立区では日暮里・舎人ライナーが脱輪。JRも運転を見合わせ帰宅困難者も発生しました。首都圏では今後30年以内に70%の確立でマグニチュード7クラスの首都直下地震の発生が予測されています。

気候変動による超大型台風の発生などで大規模水害の懸念もあり、毎年のように国内で河川の氾濫による水害が発生しています。私たちも令和元年10月12日の台風19号でその脅威を実感したところです。

北区地域防災計画は、「自助・共助・公助」で区民の命と財産を守ることを目指し策定されています。

国では、大災害の都度、復旧・復興を行う「事後対応」ではなく、平時から大規模自然災害に備え、人命の保護、公共施設等の被害の最小化などを目標として、強さとしなやかさを持った安全安心な地域、経済、社会を構築することを目指し「国土強靱化」の政策をすすめています。

(1) 北区国土強靱化地域計画について伺います。

計画の位置付、策定のメリットと進捗状況について。区で想定している被災規模と国土強

強化地域計画に反映させる克服すべき目標及び個別事業があればお示しください。

例えば、岸町などの崖地、志茂や十条の木密地域・都市計画道路・大規模水害等の対策にどのように反映されるのか、伺います。

(2) 高台まちづくりについて伺います。

昨年12月、国交省と東京都は激甚化する水害に備え、空中通路や公園の高台化などの整備で住民が避難できる「高台まちづくり」について、北区を含む7区をモデル地区にして取り組むことにしました。

北区は「北区大規模水害を想定した避難行動の基本方針」で水平避難を基本としています。浮間地域は、荒川と新河岸川に挟まれ避難に利用できる橋は3本しかありません。その内2本は板橋区に通じています。例えば、新河岸川を挟む、浮間3丁目と赤羽北2丁目に空中通路を設置、民間のマンションとマンションを繋ぐ連絡通路やマンション開発に合わせ避難スペースの設置を誘導する。王子の新庁舎・まちづくりでは、王子駅等と歩行者用デッキでつなぐなどの構想を検討しては如何でしょうか。

北区の「高台まちづくり」の取組について見解を伺います。

(3) コミュニティタイムラインについて伺います。

足立区では、小台・宮城地区6つの町会自治会が大規模水害時に、地域から逃げ遅れによる犠牲をゼロにするため、各町会自治会のやるべき防災行動を事前に定めた「コミュニティタイムライン」を作成しました。

「1日前には町会役員がハンドマイクを使って町内へ避難準備の声掛け。2日前には単身高齢世帯の向こう3軒両隣に町会役員が声掛け。」など「いつ・だれが・何をするか」を明確に定めた行動計画となっています。

地域の力を「共助」として、より確かなものとしていくためにもコミュニティタイムライン作成は有効であると思います。

国土強靱化・高台まちづくりなどハードの計画に加え、「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」を基に、「コミュニティタイムライン」の早期モデル事業の開始を求めます。

最後に5として、路上喫煙禁止地区の拡大について伺います。

平成20年6月、路上での喫煙・ポイ捨てを禁止し、綺麗で安全な北区の街を作ることを目的に「東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例」が制定されました。

田端駅周辺、王子駅周辺、赤羽駅周辺が路上喫煙禁止地区に指定されています。7か所の指定喫煙場所のパーテーションも設置されましたが、堂々とパーテーション外での喫煙、一向に減らない歩きタバコ、客待ちタクシー運転手の喫煙とポイ捨てなど13年が経過していますが条例が浸透せず、守られていない状況が散見されます。

平成30年には、健康増進法の改正が行われ、主に屋内と子どもが主たる利用者の屋外の受動喫煙対策を徹底する法律が、令和2年4月より全面施行されています。

区内全域において、屋外での喫煙・ポイ捨ての禁止、望まない受動喫煙の防止に、一層の取り組みを求めます。

特に、赤羽一番街周辺ではタバコを吸いながらの客待ち、違法な客引き行為が行われ、環境が悪くなっています。赤羽小学校周辺にも吸い殻が散乱し、店舗の外に設置されている灰皿での路上喫煙者が多く、登下校の児童が受動喫煙の被害にあう状況が広がっています。この現状について区の見解を伺います。

区は、東十条駅周辺及び板橋駅周辺の路上喫煙禁止地区の追加指定に向けて調整を進めているとのことです。同時に、赤羽駅エリアの路上喫煙禁止地区について赤羽一番街など赤羽小学校を含む周辺区域に拡大することについて強く要望致します。さらに当初より禁止地区に指定されていた赤羽駅周辺については、巡回指導の一層の強化を図り、路上喫煙防止条例の重点地区に指定し、警察と共に取り締まることはできないでしょうか。区の見解を伺います。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。